

## 令和6年度第12回総会（月例）議事録

日 時	令和7年3月28日（金） 午前10時開会			
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室			
出席委員 (17名)	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 桃榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 横峯 明人			
欠席委員 (2名)	上四元 正昭 本多 剛			
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、小山田、山下、山崎、小村、児之原、栗須 専門員 高山、指宿、有馬、吉満、折田、渡邊、真方、福元 主査 安樂、上崎 主任 矢崎、米倉 主幹 村田 主任 遠屋 技師 井手			
農政総務課				
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農用地利用集積計画の取下げに関する件 7 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件 8 農業振興地域整備計画に係る意見に関する件 9 地域計画に係る意見書に関する件 10 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 11 令和7年度最適化活動の目標設定等(案)に関する件			
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について			

	<p>開 会 (午前10時)</p>
議 長	<p>定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第12回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局から連絡事項があります。</p>
喜 入 支 局	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>議案書12ページ番号17の被害防除計画の西が「他人田、里道」となっていますが、「他人畠、里道」に修正をお願いいたします。</p>
農 政 総 務 課	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>別冊資料2の3ページから7ページの表題が、「農用地利用集積計画の公告取消し」となっていますが、「農用地利用集積計画の公告取下げ」に修正をお願いいたします。</p> <p>別冊資料5の9ページ、2の(2)現状の集積率が空白なっていますが、7. 1%と記入お願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたします。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、本多委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、豊留委員、鳩宿委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1ページ～6ページ 22件</b>	
議長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>3ページ、番号7号につきましては、13番委員自身が、6ページ、番号22号につきましては、13番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(13番委員離席後)</p>
議長	まず、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、申請理由：相手要望、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1の13、43ページにありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」番号7、22号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>番号1号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、20年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号4号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、40年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、50年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。

1 8 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、労力不足、相手要望、使用貸借権、期間 10 年。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、3 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、吉野、15 番委員お願いします。
1 5 番 委 員	ご報告します。 番号 8 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 9 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、10 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、吉田、11 番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号 10 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 11 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝うなど、10 年以上の農作業経験があることから、新規農家には該当しません。 以上です。
議 長	次に、喜入、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号 12 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 13 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、17 番委員お願いします。

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 14 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はありませんが、7年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号 15 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はありませんが、20年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号 16 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はありませんが、10年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号 17 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 18 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 19 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 20 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 21 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	番号 6 ですが、貸人と借人はどういう関係ですか。
伊 敷 支 局	親子です。
2 番 委 員	わかりました。

議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b> <b>7ページ 3件</b>	
議長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：庭敷地108.00m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畠、西…宅地、南…市道、北…本人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を昭和63年12月ごろから庭敷地として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、クヌギ50本385.00m<sup>2</sup>、東…里道、西・南・北…他人田、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号3号、集会所1棟36.10m<sup>2</sup>、トイレ1棟0.95m<sup>2</sup>、通路等576.95m<sup>2</sup>、東…宅地、他人畠、西…山林、本人畠、南…市道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することいたします。</p>
<b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>8ページ～13ページ 17件</b>	
議長	<p>次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟84.51m<sup>2</sup>、庭敷地等161.04m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…宅地、西…宅地、渡人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、駐車場350.00m<sup>2</sup>、通路174.00m<sup>2</sup>、東・西…市道、南・北…他人畑 境界…土留 雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、住家1棟109. 84m<sup>2</sup>、庭敷地等325. 16m<sup>2</sup>、東・南…渡人畑、西…宅地、他人畑、渡人畑、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、建売住宅1棟98. 54m<sup>2</sup>、庭敷地等400. 46m<sup>2</sup>、東…渡人畑、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟134. 15m<sup>2</sup>、庭敷地等110. 85m<sup>2</sup>、東・北…農道西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟130. 21m<sup>2</sup>、庭敷地等151. 79m<sup>2</sup>、東…他人畑、西…農道、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、宅地分譲2区画499. 00m<sup>2</sup>、東…宅地、西…宅地、他人畑、南…農道、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、貸駐車場992. 00m<sup>2</sup>、通路等522. 00m<sup>2</sup>、東…宅地、他人畑、西…雑種地、南…他人畑、北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟75. 35m<sup>2</sup>、庭敷地等152. 65m<sup>2</sup>、東…宅地、西・北…貸人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号10号、駐車場1, 175. 00m<sup>2</sup>、転回場等1, 392. 00m<sup>2</sup>、東…他人田、西…水路、南…農道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、駐車場175. 00m<sup>2</sup>、転回場等294. 00m<sup>2</sup>、東…市道、西・北…水路、南…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟119. 66m<sup>2</sup>、庭敷地等298. 34m<sup>2</sup>、東…渡人畠、西・北…他人畠、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号13号、住家1棟136. 72m<sup>2</sup>、庭敷地等581. 28m<sup>2</sup>、東・西…他人畠、南…農道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は北側に崖地があることから、有効面積が411. 94 m<sup>2</sup>となり、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>番号14号、木材仮置場360. 00m<sup>2</sup>、転回場等685. 00m<sup>2</sup>、東…県道、西…他人畠、里道、南・北…他人畠、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南西に約5. 0 kmに位置する、「農用地区域内農地」に該当します。</p> <p>農用地区域内農地は原則として農地転用することができませんが、不許可の例外である、農地法施行令第11条第1項第1号イの「一時転用」に該当します。</p> <p>今回申請人は、農地転用の許可が必要であることを知らずに整備したため、始末書添付のうえ、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>申請人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、駐車場445. 30m<sup>2</sup>、通路846. 70m<sup>2</sup>、東…他人畠、貸人畠、西…原野、南…里道、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>該地は松元支所から南南西へ約2. 5 kmに位置する10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>また、該地には取り付け道路がありませんが、北の宅地が譲受人の敷地であり、出入りの際はその宅地を利用します。</p> <p>番号16号、庭敷地160. 00m<sup>2</sup>、東・北…宅地、西…他人畠、南…渡人畠、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、住家1棟72.87m<sup>2</sup>、庭敷地等249.13m<sup>2</sup>、東・南…宅地、西…市道 北…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号14号は農用地区域内農地、番号16号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3、「農地法第5条許可申請に関する件」17件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号14号及び第1種農地である番号16号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題4. 非農地認定に関する件</b> <b>14ページ～18ページ 11件</b>	
議長	<p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：1123：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>1123-20：雑木自然繁茂、約15年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、41年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：住家1棟、49年経過、現況宅地。</p> <p>番号6号、調査結果：575：クヌギ、檜、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。1675-1、1676、1677-1、1677-乙-1：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林</p> <p>番号7号、調査結果：住家1棟、58年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：杉、苦竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：杉、苦竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、調査結果：住家1棟、車庫1棟、24年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4、「非農地認定に関する件」11件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題5. 農用地利用集積計画に関する件</b></p> <p><b>19ページ～26ページ 13件</b></p>	
議長	次に、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。
	それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>資料の19ページをご覧下さい。</p> <p>「議案第5号」、令和7年3月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権7件、15筆、13.389.00m<sup>2</sup>、使用貸借権6件、8筆、10,486.00m<sup>2</sup>、合計13件、23筆、23,875.00m<sup>2</sup>です。</p> <p>議案書の20ページから26ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題6. 農用地利用集積計画の取下げに関する件</b> <b>別冊資料2 10件</b>	
議長	<p>続きまして、議題6.「農用地利用集積計画の取下げに関する件」を審議します。</p> <p>別冊資料2です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>別冊資料2の1ページをご覧ください。</p> <p>地域計画区域内の農地は、従来の農用地利用集積計画に基づく貸借ではなく、農地法もしくは、農地バンクを介した農用地利用集積等促進計画の貸借しかできないとなっているのですが、2月28日に公告した農地利用集積計画44件のうち、10件が地域計画区域内において農用地利用集積計画が作成されていることが判明しました。当該10件については、錯誤により作成されたものであることから取下げを行うものです。</p> <p>取下げの10件の詳細については、3ページ以降をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題6.「農用地利用集積計画の取下げに関する件」10件につきましては、取下げ議案のとおり承認することに決定いたします。</p>
----	--

**議題7. 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件**  
**別冊資料3 1件**

議長	<p>次に、議題7.「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>審議に入ります前に、農政総務課より、特定農地貸付について説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>特定農地貸付けとは、市民農園のように数名の方を対象に農地の貸付けを行うものです。特定農地貸付けについては、農地法の特例扱いであり、農地の適切な利用や管理方法等を定めた貸付協定を市と締結した後に、市民農園の運営方法等を定めた貸付協定を、農業委員会に審議していただく必要があるものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、吉田、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。別冊資料3の2ページをお開きください。</p> <p>3. 貸付け農地の名称等 名称：吉田ふれあい農園 区画数：16区画（1区画20.25m<sup>2</sup>） 利用料：1区画当たり年額3,000円 貸付期間：1年</p> <p>4. 承認検討内容、 申請者は、令和7年3月10日に、特定農地貸付けに関する農地法の特例に関する法律第2条第2項第5号イの規定に基づき、鹿児島市との間で貸付協定を締結済である。</p> <p>申請地は、吉田支所から南へ約2.6kmにあり、周辺状況は農地と住宅が混在する地域である。登記地目は畑で、調査した結果、現在休耕中の土地である。</p> <p>また該地は市道に隣接しているため、近隣の市民が身近に農作業の体験等を行うに適した場所・規模である。</p> <p>貸付規程は、別紙のとおりであり、申請地の位置、面積等に問題はなく、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件を満たしており、承認すべきと考える。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題8. 農業振興地域整備計画変更に係る意見に関する件</b></p> <p><b>別冊資料4</b></p>	
議長	<p>次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更に係る意見に関する件」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>本件については、計画全体見直しに当たり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農地の流動化等について、農業委員会の意見を聞くものとなっております。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>「農業振興地域整備計画変更に係る意見に関する件」についてご説明いたします。資料は別冊資料4です。</p> <p>最初に、農林水産部では、昨年4月から「農業振興地域整備計画の全体見直し」に取り組んでおり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、資料1ページのとおり、見直し案に対する意見を出して下さるよう農業委員会へお願いしております。この見直し案は総体で約150ページになるため、本日審議いただく前に、2月の地区推進協議会の中で、各地区の状況を中心に概要をご説明しております。これまでと重なる部分もありますのでご了承ください。</p> <p>資料の2ページをお願いします。農振計画は、大まかに言うと、本市の農業施策の考え方や進め方、どのような国の事業を活用し、具体的にどのあたりで実施する、ということを明らかにすることを目的にしています。</p> <p>まず見直しの経緯ですが、「1 はじめに」にあるように、昭和46年度に県から農業振興地域の指定を受けたことで農業振興地域整備計画を策定し、この計画に基づいて農地の基盤整備や農業集落道路などの整備を進めてきました。</p> <p>前回の令和元年度の見直し後、おおむね5年ごとに実施する基礎調査の結果や社会情勢の変化等を踏まえて行うものです。</p> <p>「農業振興地域」と「農用地区域」については資料に書いたとおりですので、説明は省略します。</p> <p>資料の3ページをお願いします。「2 全体見直しの考え方」ですが、前回と同様に、四角囲みの①～④を基本的な考え方として進めております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①都市化の進展・農業者の高齢化などの社会情勢の変化に対応する</li> <li>②山林原野化した農地や非農地などを農用地区域から除外する</li> <li>③将来的に農地として活用する見込みがない農地を除外する</li> <li>④基盤整備事業などの実施予定地などを農用地区域へ編入する</li> </ul> <p>この考え方に基づいて、農地整備課など市役所内の関係課と調整しながら作成</p>

した見直し案は分量が多いため、本日は、計画の中心となる4つの項目について要点を抜き出した概要版を4ページから載せています。

まず「1. 農用地利用計画」です。

表の左から縦の1列目の総面積は、農用地区域の面積の増減を示しております。上から横の2行目の農用地区域変更前（A）の総面積が、2, 817. 9 h a でしたが、見直しにより、農用地区域からの除外として668. 4 h a をマイナス、編入として11. 9 h a をプラスして、農用地区域変更後（B）は、小数点以下の処理の関係で、2, 161. 5 h a となります。

今日の資料には載せてありませんが、除外する農用地のうち、「山林原野化している」、「登記地目が山林、原野で、農業上の土地利用を進める具体的な見通しがない」ものが合計で461. 8 h a であり、除外面積総体の約7割となっております。この他、「非農地と判断されている」、「登記地目が雑種地、宅地、道路等になっている」などの理由により、農業上の土地利用の見込みがないと判断した農用地を除外することとしています。

編入する農用地は、新たに土地改良事業の受益地となる箇所であることのほか、現状が既存の農用地区域と一体的に利用されていることから、今回新たに農用地区域に編入するものです。

下の表は、地域別の内訳です。

なお、こちらの数値につきましては、現在、県と進めている事前協議の結果次第では変更になる場合があります。

除外・編入予定地の具体的な事例は、のちほど別途地域ごとにご説明いたします。

続きまして、「2. 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項」についてです。

この項目は、農業振興地域における農業生産基盤整備の状況や、今後進めていく整備や保全対策の方向について、地域別に記載しております。

なお、吉野、伊敷、谷山地域に関する記載は、「鹿児島地域」としてまとめております。

まず、吉野地域では、団体営村づくり交付金事業で、ほ場整備・農業用用排水路整備・農道整備等が完了し、現在、川上町の舗装整備等を施工しています。今後は、農地集積が見込まれる地区を中心に、農地耕作条件改善事業などで基盤整備を行うとともに、農道等の保全対策に取り組むこととしております。今後の主な計画に、川上町で実施済みのほ場整備の換地処分などがあります。

次に、伊敷地域では、団体営村づくり交付金事業でほ場整備・農道整備等が完了し、現在、農村生活環境基盤整備を施工しています。今後は、農地集積が見込まれる地区を中心に農地耕作条件改善事業などで基盤整備を行うとともに、既存の農道等の保全対策に取り組むほか、犬迫地区では、多面的機能支払交付金事業により、引き続き、地域資源の適切な保全活動に努めることとしております。今後の主な計画には、皆与志町で実施済みのほ場整備の換地処分を行うほか、小山田町で農道整備や橋梁の補修を予定しています。

次に、谷山地域では、団体営村づくり交付金事業などで、ほ場整備・農業用用排水施設・農道整備等が完了しており、今後は、農道等の保全対策に取り組むほか、五ヶ別府及び中山地区では、多面的機能支払交付金事業により地域資源の適切な保全活動に努めることとしています。今後の主な計画には、下福元町で農道整備や橋梁の補修を予定しています。

次に吉田地域では、佐多地区、宮之浦地区では、団体営農業基盤整備促進事業で水路整備やパイプライン化が行われており、本城地区では、県営農業水路等長寿命化・防災減災事業で頭首工の保全工事が行われております。今後は、本名地区も含めて、農道などの保全対策に取り組むこととしています。

次に桜島地域の東桜島地域では、傾斜のある畠地、樹園地の区画整理等は困難であることから、農道の整備及び保全対策に取り組むこととしております。また、西桜島地域では、園芸施設の整備やかんがい排水を活用して畜産や果樹などの生産に取り組まれており、今後も防災営農対策事業などの降灰対策の施策を推進するほか、新たな施設整備やかんがい排水事業などを検討していくこととしています。

次に喜入地域では、特殊農地保全整備事業などによる基盤整備や、かんがい施設を伴った施設野菜の団地形成が行われております。今後は、県営農村整備事業で農道などの保全対策に取り組むほか、多面的機能支払交付金事業で地域資源の適切な保全活動に努めていくこととしています。

次に松元地域では、県営中山間地域農業農村整備事業などを活用し、用排水路や農道などの整備を行ってきており、今後は多面的機能支払交付金事業で地域資源の適切な保全活動に努めていくこととしています。

次に郡山地域では、農業水路等長寿命化・防災減災事業などを活用し、頭首工の保全工事や、用排水路整備などを施行中です。今後は、用排水路のパイプライン化や農道整備を行うほか、農道などの保全対策に取り組むほか、多面的機能支払交付金事業で地域資源の適切な保全活動に努めていくこととしています。

続きまして「3. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項」についてです。

農林水産部では、令和4年度から8年度までを計画期間とした「鹿児島市農林水産業振興プラン」で、農業振興の基本的な目標や方向性を定めているため、この項目3と項目4の書き方については、原則として振興プランの内容に合わせております。

基本的な考え方としては、年々、農業従事者が減少する一方で、1経営体当たりの農業経営が規模拡大する傾向にあるので、引き続き、担い手へ農用地の集積・集約化を効率よく計画的に行うとともに、担い手の確保・育成を図るため、次のアからエについて重点的に推進していく、という流れにしております。

まず、「ア 新規就農者の確保・育成」については、関係機関と連携し、就農相談から技術習得を経て経営開始に至るまで、就農希望者の多様なニーズに応じた支援に努めるとともに、生産基盤の規模拡大や技術習得等に向けた支援を行い、早期の経営安定化を図る、としています。

「イ 地域農業を支える担い手農家の育成」については、認定農業者制度の推進や農業経営の法人化の促進、後継者の育成等により、経営感覚に優れた担い手農家の育成を図るため、先端技術の導入や規模拡大、経営安定に向けた指導や労働力の確保に向けた支援に努める、としています。

「ウ 多様な農業担い手の育成」については、農作業受託組織の育成や女性・高齢者等が活躍できる環境づくりのほか、他産業等からの農業への参入機会の創出に努める、としています。

「エ 農地中間管理事業・農地の流動化対策」については、地域における話し合い活動を通じた農地の貸し手に係る情報の把握や、農地中間管理機構、農業委

員会、農業協同組合等との連携を図り、担い手への農地集積・集約化を促進する、としています。

次に「4. 農業の近代化のための施設の整備に関する事項」についてです。

こちらは作物別に生産性向上を図るための機械・施設の整備の方向性について記載しており、あくまでも規模拡大を目指した基本的な考え方を記載しております。ここでは、小規模農家に対する記述は特にしておりませんが、今回の農振計画の上位にある農林水産業振興プランには、都市近郊の小規模農家が営む都市型農業の振興を図る、という基本的な考え方が示されており、今後も施策を進めていきます。

野菜の方向性については、軟弱野菜を中心に、園芸施設の整備や農業機械の導入を進め、農業経営の合理化に努めるとともに、生産性の高い集約的な農業振興を図る、としております。

花きについては、園芸施設の整備により経営の安定を図り、多様化する消費者ニーズに対応した高品質な花きの生産を推進する、としています。

畜産については、生産基盤の確保や生産コスト低減による収益性向上を図るため、家畜飼養施設や飼料生産調製機械・施設等の整備を進めるほか、家畜排せつ物の堆肥化施設等を整備し、環境改善や耕畜連携を推進する、としています。

果樹については、降灰被害の防止と品質向上を図るため、施設整備を進めるとともに、優良品種・品目への転換を促進し、経営の安定に努める、としています。

茶については、農地流動化による茶園の団地化、経営面積の拡大や基盤整備による機械化、防霜施設の整備による生産の安定を図り、高品質でクリーンな産地づくりを進め、茶業経営の安定に努める、としています。

水稻については、ドローンの活用による効率的な防除や、農作業省力機械の導入、農業機械の共同利用を進め、農作業の省力化と生産コストの低減を図るほか、ほ場整備や農地流動化施策等により、農地の集積・集約化の推進を図る、としています。現在明らかになっている整備計画としましては、伊敷地域で硬質プラスチックハウスなどの被覆資材の更新と、松元地域で茶の摘採前洗浄施設と加工施設の整備を予定しております。

以上が、農業振興地域整備計画書（案）の概要となります。

続きまして、除外・編入予定地の事例について、各地域で主な地区を図面でご説明します。資料は、カラー印刷した別冊です。赤が全体見直しで除外する農用地、青が全体見直しで編入する農地、黄色は引き続き農用地のまま、緑は農業用倉庫などの農業用施設用地です。

谷山地域は下福元町北部の事例です。

谷山インターから谷山港に向かうバイパスと、指宿スカイラインに挟まれた大脇原、玉利、慈眼寺地区が農用地です。

畑作地域で、露地野菜や施設野菜、花きの生産が行われています。農用地の外周部付近の赤色部分は、山林原野化した場所であったり、一部で資材置場など農地以外で使われているところです。令和5年度から6年度にかけて行った地域計画の話し合いの中で、農地として再利用することが困難であるとされた部分を除外する予定です。また、航空写真の中央部にある玉利地区の宅地密集地にモザイク状に残っている農用地はすでに不耕作となっていたり、今後担い手への集積等も見込めないため、将来的に農地としての活用が見込めないとして除外します。

伊敷地域は犬迫町周辺の事例です。

都市農業センター、チェスト館、三州病院、荒磯の泉石蔵の周辺では、山間部の迫田地帯と都市農業センター周辺の畑地が農用地です。水田地帯では、山間迫田の末端付近で山林原野化した場所や、登記地目が山林であって現況も同じ状態である土地が多く見受けられ、このようなところは将来的に農地としての活用見込めないとして除外する予定です。また、一部で資材置場になっていたり、山林原野化まではしていないものの、不耕作状態で、基盤整備も行われていないことから、今後の活用が見込めないとして除外します。

吉野地域は岡之原町周辺の事例です。

花野団地や千年団地、緑ヶ丘団地に囲まれた水田地帯と、緑ヶ丘団地に隣接して基盤整備された畑地が示されており、設置された硬質プラスチックハウスでは、苗・鉢物や切り花が栽培されております。山間迫田の末端部分で山林原野化した農用地や、今後も耕作者が見込めない農用地を除外する予定です。また、花野三文字付近の宅地密集地では、耕作がしにくく、今後担い手への集積等も見込めないとして除外します。

吉田地域は東佐多町周辺の事例です。

吉田北中学校、始良インター付近に広がる基盤整備済みの水田地帯と、その周辺です。基盤整備されていない山間部を中心に、山林原野化や非農地化、雑種地化が進んでいることから、これらの土地を除外する予定です。逆に、編入予定地を青色で示しております。ここは、土地改良事業の受益地となっていることから、今回、編入することにしています。

桜島地域のうち東桜島町周辺の事例です。

畑、樹園地が農用地に指定されており、キヌサヤエンドウやびわ、小みかんなどが栽培されているほか、生産牛などの畜産も行われております。東桜島地区は大部分が山林原野化しており、農業者の減少により、今後復旧も見込めないことから、山林原野化や非農地となっている土地は除外予定としています。一方で、青色の部分は農用地ではありませんでしたが、地域計画の中で農地や農業用施設用地に活用することとしているため、新たに編入することにします。

西桜島地区の事例です。

東と同様に、畑と樹園地が農用地で、被覆施設を利用した葉ネギや柑橘類、露地びわや桜島大根のほか、生産牛の経営が行われています。総体的に山林原野化や非農地が多く見られるため、農地としての活用が見込めない土地を山頂側の外周部からまとめて除外予定です。また、現況が道路や資材置き場などになっているところも、同様に除外します。

喜入地域は喜入瀬々串町周辺の事例です。

地区北部では台地の畑が農用地で、基盤整備されている瀬々串上地区では、露地野菜の栽培を中心に農地の有効利用が図られております。しかし、山側を走っている農免道路から上は、まとまって山林原野化したところが多く、非農地もあることから、耕作が見込めないとして除外予定です。また、地区南部の住宅地に隣接した小規模農地は担い手への集積が見込めず、登記地目が雑種地で現況道路の箇所も農地として活用できないとして除外します。

松元地域は上谷口町周辺の事例です。

平野岡体育館や運動場の麓を取り囲むような水田地帯では、外周部付近や基盤整備されていない箇所で山林原野化が進んでいる状況です。周囲には耕作されている水田もありますが、地域に担い手もいないことから、農地としての活用が見

	<p>込めない土地として除外する予定としております。</p> <p>郡山地域は川田町周辺の事例です。</p> <p>大部分で基盤整備されており、水田では水稻、畑では露地野菜や施設野菜を中心と農地利用が図られていますが、一部、非農地や現況が道路となっている農用地があるほか、山間部の迫田では山林原野化が進み、農地への再生が困難であることから、これらを除外する予定です。</p> <p>本日準備した資料の説明は以上です。</p> <p>今回の見直しの結果、本市の農業振興のために本当に守るべき農地なのか判断ができず、農用地のままにした箇所も残っております。中には、既に不耕作となっている農地もあります。来年度以降は、地域計画の話し合いを深めながら、地域農家の総意によって、今後も守るべき農地がどこなのか、どのような施策が必要なのかを決めていくのが望ましいと考えており、恐らく5年後以降になるかと思いますが次回の見直しで反映させていければと思っております。</p> <p>現在の進行状況としては、農業委員会以外の組織（市内3JA、松元土地改良区など）へも意見照会し、回答を頂いております。また、県の地域振興局との事前協議は昨年11月から進行中であり、指摘事項などに随時対応しているところです。間もなく県との事前協議が済むと考えておりますので、関係組織からいただいた意見を踏まえて最終的な見直し案とし、農振法に基づいた手続きの公告総覧と異議申し立てへの対応を5月からをめどに開始します。その後、県への本協議と、計画案を最終決定する公告手続きを行い、7月までに全ての手続きを終わらせたいと考えております。</p> <p>私からの説明は以上です。審議のうえ、意見書のご提出をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更に係る意見に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p style="text-align: center;"><b>議題9. 地域計画に係る意見書に関する件</b></p> <p style="text-align: center;"><b>別冊資料5 3件</b></p>	
議長	<p>次に、議題9.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料5です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>議題9.「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料5の3ページをご覧ください。</p> <p>今回は、3ヶ所の地域計画の変更でございます。</p> <p>下福元町（玉利、大脇原）地域です。</p> <p>主な変更の内容は、目標を達成するためとするべき必要な措置の修正、下福元町2215外1筆への担う者の設定、下福元町2203-2外7筆への担う者の変更です。</p> <p>次に、犬迫町（川路山、横井原）地域です。</p> <p>主な変更の内容は、犬迫町10438外10筆の除外です。</p> <p>次に、本名前（飯山、中原）地域です。</p> <p>主な変更の内容は、本名町1779-1の担う者の変更です。</p> <p>詳しい内容については、4ページ以降お目通しください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9.「地域計画に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり決定いたします。</p>
<p><b>議題10. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件</b></p> <p><b>別冊資料6 13件</b></p>	
議長	<p>次に、議題10.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料6です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>
農政総務課	<p>議題10.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料6の1ページをご覧ください。</p> <p>農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画（案）を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和7年5月1日から貸付予定の農地になります。</p> <p>使用貸借権10件、21筆、16,638.00m<sup>2</sup>、賃貸借権3件、3筆、5,760.00m<sup>2</sup>となっております、合計13件、24筆、22,398.00m<sup>2</sup>です。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから53ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」13件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
<b>議題11. 令和7年度最適化活動の目標設定（案）に関する件</b> <b>別冊資料7</b>	
議長	<p>続きまして、議題11.「令和7年度最適化活動の目標設定（案）に関する件」を審議します。別冊資料7です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題11.「令和7年度最適化活動の目標設定（案）に関する件」でございます。毎年、最適化活動の目標設定を定めることになっておりますが、目標設定が3月末の実績を基に4月末を目途に設定するということになっております。</p> <p>今の時点では見ていただければわかるように、3月末になつていらないものですから、数字が入っていない所が多々ありますけど、こちらについては、4月総会、5月総会にかけて完全版をお示しして、審議していただく形になります。</p> <p>今回、目標設定として考えているところは、2ページ1最適化活動の成果目標の（1）農地の集積、②目標は、今年度（7年度）の新規集積面積21.0haと設定しております。これは、県の方から各市町村に対しまして、新規集積面積の目安というものの指示が定められてきておりますが、その数値をこちらの方に記入しております。</p> <p>次に3ページ2最適化活動の活動目標、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1人当たりの活動日数10日としております。これは、去年一昨年と同じ数字になりますが、10日活動することに定められておりますので、こちらを10日としております。</p> <p>（2）活動強化月間の設定目標では、8月、9月につきまして、農地パトロールを毎年しているところです。10月に「貸したい」「借りたい」総点検活動の強化というのを入れております。去年一昨年につきましては、地域計画関係で、地域計画の協議とか意向調査について設定していましたが、地域計画が今年の3月で終わりましたので、4年度までにしていた「貸したい」「借りたい」総点検活動、これをまた改めて行うことになりますので、こちらを10月に強化ということで入れさせていただいております。先程申し上げましたとおり、4月以降に他は確定しますので、またその時に完成版の方をお示ししたいと思います。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題11.「令和7年度最適化活動の目標設定（案）に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
----	--

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 27ページ～28ページ 2件	
議 長	報告事項2 「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、2番委員お願ひします。
2 番 委 員	報告します。27ページです。 照会日：令和7年2月19日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年3月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、1番委員お願ひします。
1 番 委 員	報告します。28ページです。 照会日：令和7年3月4日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和7年3月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 29ページ～32ページ 22件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 33ページ～39ページ 14件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 40ページ～42ページ 5件	
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 43ページ～45ページ 3件	
議 長	次に、報告事項2 「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3 「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4 「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5 「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	29ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は22件です。 登記地目別では、田16筆、5,709.00m <sup>2</sup> 、畑70筆、41,087.00m <sup>2</sup> 、その他1筆、228.09m <sup>2</sup> となっております。取得した事由別数は、相続が22件。権利の種別は、所有権が22件。農業委員会によるあっせん等は、有が4件、無が18件となっております。 30ページから32ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

事務局	<p>次に、33ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に共同住宅が1件、その他が3件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が6件、共同住宅が4件、合計10件となっております。</p> <p>34ページから35ページは、4条関係4件、36ページから39ページは、5条関係10件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、40ページから42ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉田、喜入で各1件、松元で3件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、43ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権2件、4筆、3, 813. 00m<sup>2</sup>、使用貸借権1件、1筆、379. 00m<sup>2</sup>、合計3件、5筆、4, 192. 00m<sup>2</sup>です。</p> <p>44ページから45ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</b></p> <p><b>別冊資料8 87件</b></p>	
議長	<p>次に、報告事項6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について別冊資料6です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について報告いたします。</p> <p>別冊資料8をご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計87筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時20分)</p> <p>ここで、皆様にご案内します。4月1日付けの人事異動に伴いまして、事務局職員の異動がございました。事務局より紹介をお願いします。</p>
事務局	(異動職員紹介)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>市役所を退職される方、異動になられました方、今後とも身体に気を付けて頑張ってください。</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事務局	<p>農地利用最適化推進委員の公募につきまして報告いたします。</p> <p>推進委員につきましては、2月3日から3月3日までの1ヶ月間募集を行いまして、定数18人に対し22人の応募がありました。これにつきましては、今現在、資格などの確認作業をしており、今後選考という段階になります。選考につきましては、評価委員を任命し、その評価委員会の中で選考作業をしたいと思っております。時期的には未定ですが、今の資格関係の確認が4月早々には終わると思いますので、4月半ば位には評価委員会を開きたいと思っております。評価委員会の結果につきましては、内定ということで、本人の方に連絡をし、最終的な決定は、法律に基づきまして新農業委員で決定するというのが決まりになっております。4月29日から新しい農業委員の組織になりますので、最初の総会で、新しい推進委員を決定していただくことになります。5月早々位になるかと思っております。</p>

事務局	<p>・令和7年度第1回総会（月例）開催日時は、 4月28日（金）午後3時開会 市民福祉プラザ5階 大会議室</p> <p>・農業委員、農地利用最適化推進委員『懇談会』開催日時は、 4月28日（金）午後6時開催 山形屋7階 山形屋食堂</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前11時25分）</p>